

第6章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避又は低減する。
- (2) 国、愛知県又は名古屋市による基準又は目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び 6-1 で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、地下水、土壌、地盤、安全性、廃棄物等、動物、緑地、景観、温室効果ガス等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、地下水、土壌、緑地

- (3) (1)及び(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第7章 環境影響評価手法の概要

環境要素	主な調査事項	データ収集		予 測 事 項	予 測 方 法	対応頁
		既存資料	現地調査			
大気質	・ 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、塩化水素、ダイオキシン類並びに水銀及びその化合物の濃度 ・ 石綿使用状況 ・ 設備付着物等に含まれるダイオキシン類の濃度 ・ 地上気象（風向、風速、気温、湿度、日射量及び放射収支量） ・ 上層気象（風向、風速及び気温の鉛直分布） ・ 自動車交通量（時刻別、方向別、車種別） ・ 走行速度	○	○	・ 既存設備の解体・撤去時の石綿及びダイオキシン類の飛散	・ 工事計画に基づく推計	p. 98-101
				・ 建設機械の稼働による大気汚染物質濃度（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質） ・ 工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質） ・ 施設の稼働による大気汚染物質濃度（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀） ・ 施設関連車両の走行による大気汚染物質濃度（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）	・ プルーム式及びパフ式を用いた大気拡散モデルに基づく予測	
悪臭	・ 特定悪臭物質 ・ 臭気指数	○	—	・ 施設からの漏えいによる影響	・ 既存資料調査結果からの推計	p. 102
				・ 排ガスによる影響	・ プルーム式等を用いた大気拡散モデルに基づく予測	
騒音	・ 環境騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） ・ 道路交通騒音（等価騒音レベル） ・ 自動車交通量（時刻別、方向別、車種別） ・ 走行速度	○	○	・ 建設機械の稼働による騒音	・ 「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」に基づく予測	p. 103, 104
				・ 工事関係車両の走行による騒音	・ 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2013”」に基づく予測	
				・ 施設の稼働による騒音	・ 騒音伝搬理論式に基づく予測	
				・ 施設関連車両の走行による騒音	・ 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2013”」に基づく予測	
振動	・ 環境振動（時間率振動レベル） ・ 道路交通振動（時間率振動レベル） ・ 自動車交通量（時刻別、方向別、車種別） ・ 地盤卓越振動数 ・ 走行速度	○	○	・ 建設機械の稼働による振動	・ 振動伝搬理論式に基づく予測	p. 105, 106
				・ 工事関係車両の走行による振動	・ 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に基づく予測	
				・ 施設の稼働による振動	・ 振動伝搬理論式に基づく予測	
				・ 施設関連車両の走行による振動	・ 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に基づく予測	
低周波音	・ 低周波音レベル（G 特性、1/3 オクターブバンド音圧レベル）	—	○	・ 施設の稼働による低周波音	・ 現況調査結果からの推計	p. 107
地下水	・ 地下水質（環境基準が設定されている項目） ・ 地下水位	○	○	・ 破碎棟の建築工事による地下水質への影響	・ 土壌調査結果及び工事計画に基づく定性的予測	p. 108
土壌	・ 「土壌汚染対策法」に定める特定有害物質 ・ ダイオキシン類	○	○	・ 汚染土壌（特定有害物質及びダイオキシン類）の掘削による影響	・ 工事計画に基づく定性的予測	p. 109
地盤	・ 地下水位	○	○	・ 地下水位の低下による地盤への影響	・ 数値解析による予測	p. 110
安全性	・ 通学路の指定状況 ・ 自動車交通量、歩行者数及び自転車交通量 ・ 交通安全施設、交通規制の状況	○	○	・ 工事関係車両の走行による安全性への影響	・ 工事計画に基づく推計	p. 111, 112
				・ 施設関連車両の走行による安全性への影響	・ 事業計画に基づく推計	
廃棄物等	・ 石綿使用状況 ・ 既存設備付着物等に含まれるダイオキシン類の濃度	○	○	・ 建設系廃棄物の種類及び発生量 ・ 石綿及びダイオキシン類除去作業で発生する廃棄物の処理	・ 工事計画及び発生原単位から発生量及び再資源化量を推計	p. 112, 113
				・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	・ 事業計画に基づく推計	
動物	・ 重要な種及び注目すべき生息地の分布の状況	○	○	・ 大気質、騒音及び振動が注目すべき生息地を生息環境とする鳥類へ与える影響	・ 大気質、騒音及び振動の予測結果に基づく定性的予測	p. 113
緑地	・ 緑地の状況	—	○	・ 施設存在時の緑地の状況（位置、種類、面積及び緑化率）	・ 事業計画に基づく推計	p. 114
景観	・ 眺望点からの景観	—	○	・ 新たに建設する破碎棟による影響	・ フォトモンタージュ法等による予測	p. 114
温室効果ガス等	・ オゾン層破壊物質の使用状況及び量 ・ 緑地等の状況	—	○	・ 既存設備の解体・撤去におけるオゾン層破壊物質の処理	・ 工事計画に基づく推計	p. 115
				・ 工事に伴い発生する温室効果ガスの排出量	・ 温室効果ガス排出量の合計を推計	
				・ 施設の稼働等に伴い発生する温室効果ガスの排出量、削減量及び吸収・固定量	・ 温室効果ガスの排出量、削減量及び吸収・固定量の合計を推計	

凡例 ○：調査を実施する項目
—：調査を実施しない項目

第8章 環境影響評価手続きに関する事項

8-1 環境影響評価の手順

本事業の環境影響評価手続きは、「名古屋市環境影響評価条例」に基づき実施している。本事業における環境影響評価の実施手順は、図 8-1-1 に示すとおりである。

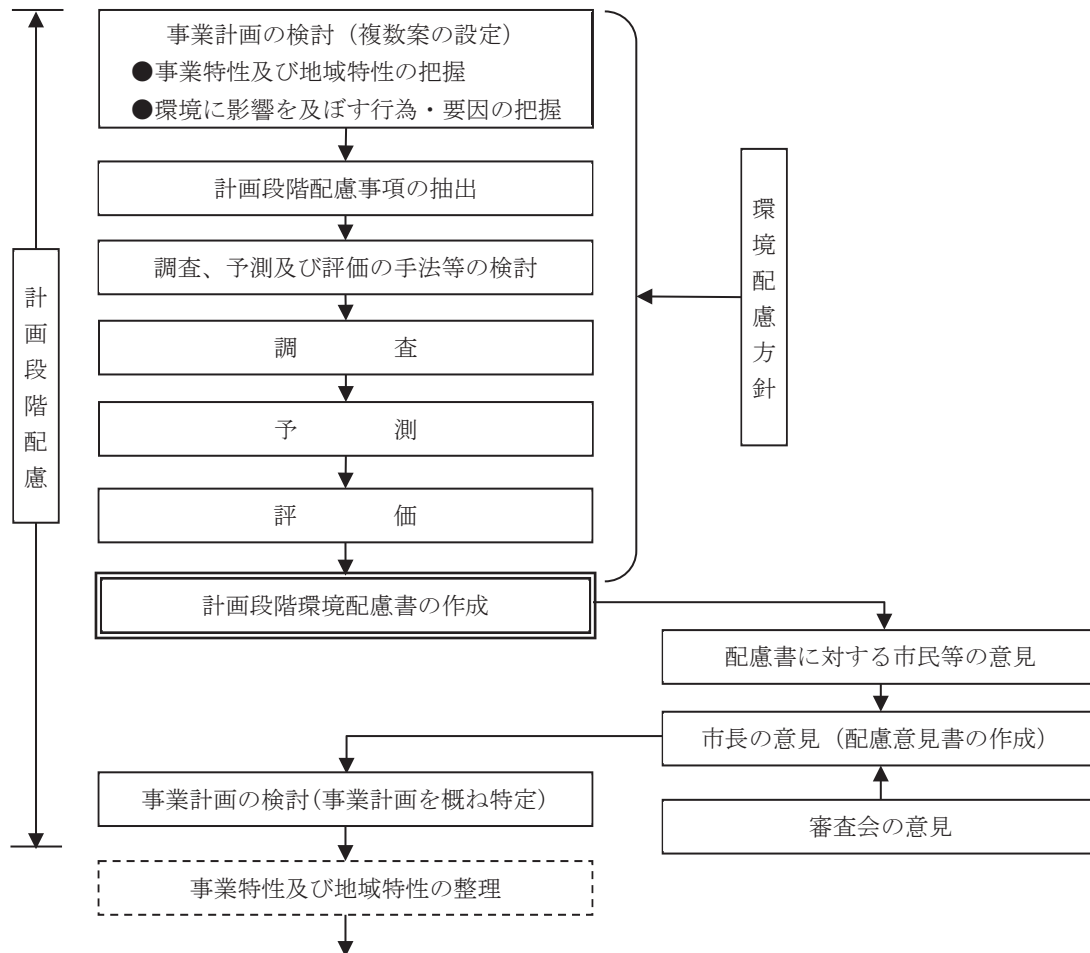


図 8-1-1(1) 環境影響評価の実施手順（計画段階配慮）

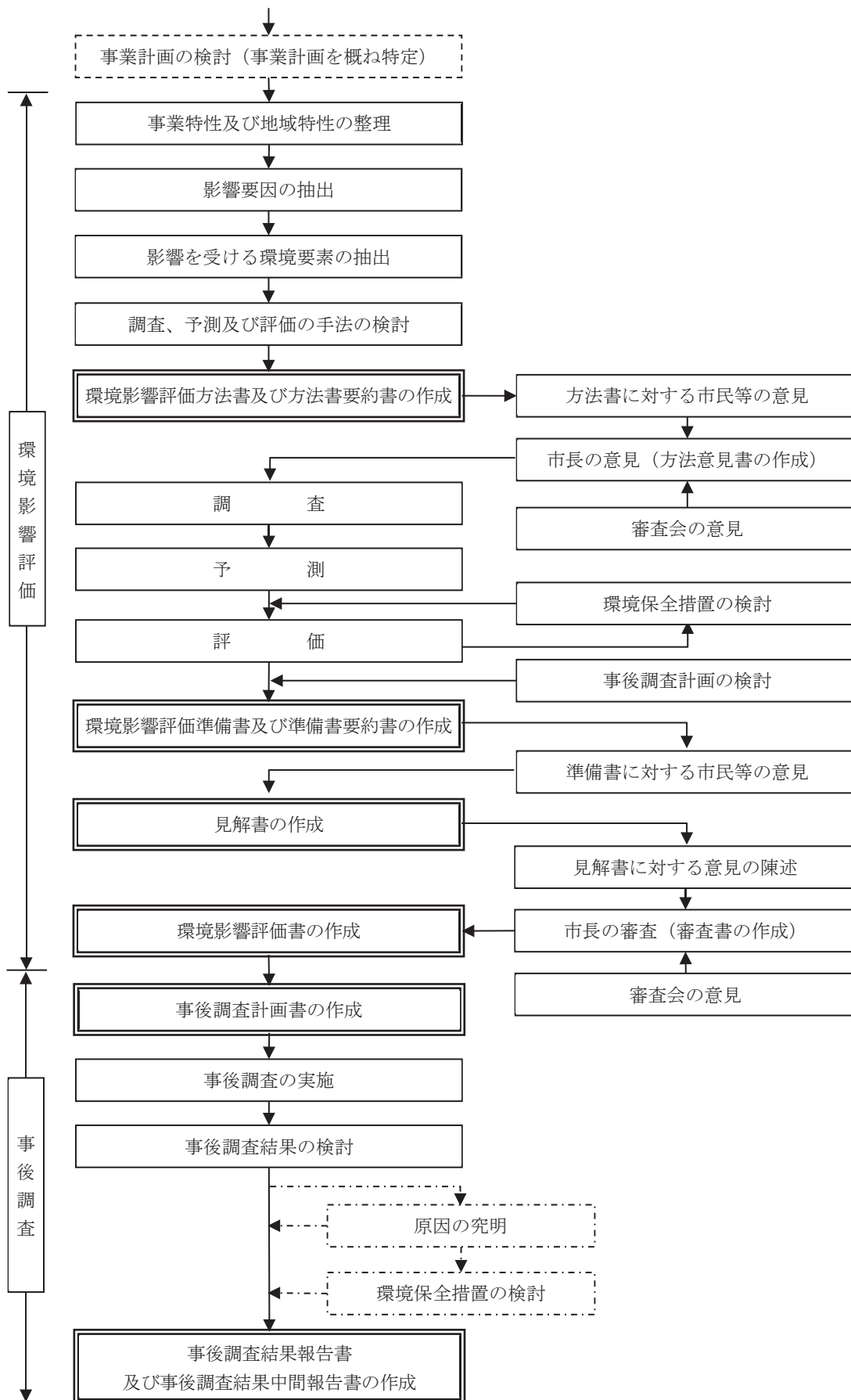


図 8-1-1(2) 環境影響評価の実施手順（環境影響評価～事後調査）

8-2 環境影響評価方法書作成までの経緯

環境影響評価方法書作成までの経緯は、表 8-2-1 に示すとおりである。

表 8-2-1 環境影響評価手続きの経緯

事 項		内 容
計画段階環境配慮書	提出年月日	平成 29 年 7 月 21 日
	縦覧等期間	平成 29 年 8 月 1 日から 8 月 30 日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、港区役所、港区役所南陽支所、名古屋市環境学習センター、名古屋市野鳥観察館
	閲 覧 場 所	名古屋市環境局施設部工場課、名古屋市南陽工場、藤前会館
	縦 覧 者 数	35 名
	閲 覧 者 数	5 名
	説明会	開 催 日
		開催場所
		参加者数
計画段階環境配慮書に対する市民等の意見	提 出 期 間	平成 29 年 8 月 1 日から 9 月 14 日
	提 出 件 数	2 件
計画段階環境配慮書に対する市長の意見 (配慮意見書)	作成年月日	平成 29 年 10 月 13 日
	縦 覧 期 間	平成 29 年 10 月 24 日から 11 月 7 日
	縦 覧 場 所	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課、港区役所、港区役所南陽支所、名古屋市環境学習センター、名古屋市野鳥観察館
	縦 覧 者 数	23 名

8-3 市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解

8-3-1 市民等の意見の概要に対する事業者の見解

表 8-3-1 に示すとおり、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に対する市民等の意見の提出件数は 2 件、意見数は 21 であった。意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

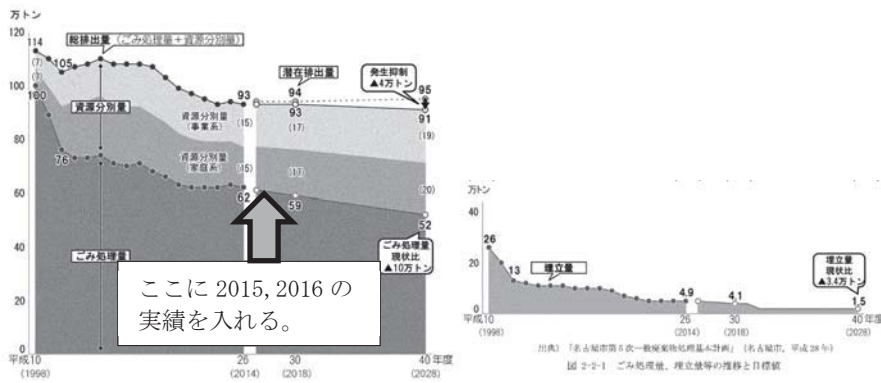
表 8-3-1 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
2 件	対象事業の名称、目的及び内容	7
	事業実施想定区域及びその周辺地域の概況	6
	計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	1
	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	3
	環境配慮方針	2
	その他	2

(1) 対象事業の名称、目的及び内容

項 目	意見の概要
対象事業の 目的	[対象事業の目的] p2 事業の目的で、“現在の南陽工場における老朽化した設備を更新する”とあるが、新南陽工場建設では住民訴訟があったことを明記し、今後の手続きの注意事項とすべきである。 名古屋市は、平成3年12月、老朽化した南陽工場に替わるゴミ処理工場の建設に着手し、同二期工事を平成5年6月に216億3000万円で鹿島建設が落札したが、入札の過程で、名古屋市建築局次長（当時）、元市議（公明党所属）が深く関与した「官製談合」が行われたことが発覚。 平成7年3月、談合により吊り上げられた価格を名古屋市に返還、賠償することを求め、名古屋地裁に住民訴訟を提起した。裁判では、談合の事実、談合により名古屋市が被った損害額等について争われ、判決は談合がなければ落札価格より9億円以上は安く落札されていたことが推定できると判断した。 新南陽工場住民訴訟は、こうして住民の力で、談合を行ったゼネコンに12億円余の損害賠償を名古屋市に支払わせるという画期的な成果を収めることができた。今後こうしたことを繰り返さないための教訓とすべきである。
	[複数案検討の経緯] p2 現在、稼働している名古屋市のごみ焼却施設は猪子石、南陽、五条川、鳴海の4工場で、処理能力の5割を南陽工場が担っているが、将来はこの南陽工場の設備規模を1,500トン/日から560トン/日に縮小し、北名古屋、富田と合わせて6工場体制にし、南陽工場だけに頼り、搬出入車の無駄な交通を発生させるという異常な事態を改善する望ましい方向である。今後の環境影響評価制度の適正な運用により、環境上十分配慮した事業となるよう望む。
	[複数案検討の経緯] p2 複数案検討の経緯で、破碎設備設置場所の複数案しか検討しないのは不十分である。場所の選定は、更新を前提にしてやむを得ないとしても、焼却処理方法の複数案検討があつてしかるべきである。 “溶融設備は、配置上の問題から導入は困難。” p4 と結論だけが記載してあるが、その検討内容を複数案として示すべきである。 また、“メタン発酵処理する設備は、稼働実績が少なく長期間安定した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、導入を見送る。” p4 ことについても、複数案として定量的に説明すべきであるし、小規模の実証設備を設置することも検討してもいいのではないかと。 さらに、本市の不燃ごみ・粗大ごみの大半を処理している大江破碎工場を、この南陽工場に移設することを既定事実として、南陽工場の既設建屋内か、南陽工場に接して別棟を新築するかとの比較をしているが p9、通常の複数案は、大江破碎工場を残すか、南陽工場に移設するか、または一部を移設するかなどの検討をするものだが、南陽工場に移設することを前提とした理由を示すべきである。名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画（2016年3月）のごみ処理施設の整備における重点課題では、“北名古屋工場（仮称）での破碎設備稼働により大江破碎工場の処理量が減少するため、規模縮小の検討にあわせて、他の焼却工場への破碎設備導入の可能性など、コストを勘案しながら整備計画の検討が必要”とあり、循環型都市実現に向けた施策の⑫計画的な施設整備では“北名古屋工場（仮称）への破碎設備の導入、破碎施設の設備計画の検討” p46、p66 とあるだけである。 つまり、一般廃棄物処理基本計画では“破碎施設は整備計画を検討する”が決まっているだけで、南陽工場に持ってくることは一言も触れていない。この間の経緯を説明することが必要である。

事業者の見解	対応頁
○現在の南陽工場を建設した際の住民訴訟に関しましては、契約事務に係る教訓となっておりますが、環境影響評価に係る図書への記載については差し控えたいと考えております。 ○なお、本市では、公正、透明で効率的な契約事務の執行を図るため、名古屋市契約事務手続要綱（平成 18 年 3 月 28 日、17 財監第 66 号）を定め、この要綱に基づき契約事務を行っております。また、入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合については、談合情報等対応要領（平成 19 年 1 月 30 日、18 財監第 65 号）に基づき対応いたします。 ○本事業につきましては、これらの規程等に基づき適正に契約事務を進めてまいります。	—
○名古屋市環境影響評価条例及び関係規程に基づき、環境影響評価を適正に実施し、本事業による環境への負荷をできる限り低減するよう努めてまいります。	—
○焼却炉処理方式につきましては、既存建屋内に配置可能と考えられる「ストーカ式」又は「流動床式」で検討いたしましたが、いずれの方式でも最新の高度な排ガス処理装置を設置し、排出基準を満たすよう管理すること及び排ガス量にもほとんど差がないことから、複数案間で差がないと判断し、焼却処理方式を複数案に設定いたしませんでした。 ○既存建屋を再利用するため、建物の形状を変更することができないという制約があります。設備規模 560 トン/日の熔融設備を配置しようとする、炉の大きさや荷重が既存建屋に収まらないため導入は困難と判断いたしました。 ○収集した可燃ごみをメタン発酵する設備については、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、南陽工場への導入は見送ることとしました。今後、メタン発酵技術の進展を注視しつつ、引き続き導入の検討を進めてまいります。 ○大江破碎工場は、南陽工場と同時期の平成 9 年から稼働しており、破碎設備など主要設備の老朽化が進行していることから、大江破碎工場で処理を続けていく場合においても、大規模な設備更新等が必要となります。南陽工場は建屋を再利用して設備規模を縮小することによる余剰スペースを活用できること、現在は大江破碎工場から南陽工場や鳴海工場へ破碎可燃物を運搬していますが、南陽工場に併設することにより効率的に処理できることから、南陽工場へ破碎設備を導入する場合を想定し、検討いたしました。 ○以上の経緯につきましては、本方法書に記載いたしました。	p. 2, 5

項 目	意見の概要
対象事業の目的	p3 ごみ処理量、埋立量等の推移と目標値が「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画（2016 年 3 月）」から引用してあるが、この計画の進捗状況を判断する意味で、ごみ処理量（2014 年：62 万トン、2018 年 59 万トン）、埋立量（2014 年：4.9 万トン、2018 年：4.1 万トン）などの最新資料を追加すべきである。 ちなみに、市の Web（ごみ処理量の推移等）では、ごみ処理量は 2014 年度 61.9903 万トン、2015 年度 62.1312 万トン、2016 年度 61.4697 万トンとなっており、計画を少し上回っている。  ここに 2015, 2016 の実績を入れる。 出典：「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」（名古屋市、平成 28 年） 図 2-2-1 ごみ処理量、埋立量等の推移と目標値
	[複数案検討の経緯] p4 南陽工場の設備更新について“溶融設備は、配置上の問題から導入は困難。”とあるが、意味が不明である。既存建屋内には配置できない大きさであるのか、破碎施設案のように別棟を作るほどの余地は無いということか、そのほかの配置上の問題なのか、もう少し説明が必要である。
	p4 “メタン発酵処理する設備は、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績が無いこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから、導入を見送る。”とあるが、これは「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画（2016 年 3 月）」から引用してあるもので、その後の状況も含め、稼働実績のある施設を具体的に調査し、その内容を示すべきである。学校給食残渣など、優良なごみだけを小規模、限定的に処理することなど、実験的に試行することも検討すべきである。 珠洲市バイオマスメタン発酵施設（石川県珠洲市熊谷町 2007.7～）、富士ヶ嶺バイオセンター（山梨県南都留郡富士河口湖町 2004.5～）、鴨田エコパーク（愛知県北名古屋市九之坪五反地 2004.4～）、甲賀広域行政組合衛生センター（滋賀県甲賀市水口町 2006.4～）、カンポリサイクルプラザ株式会社バイオリサイクル施設（京都市南丹市園部町 2004 完成）、南丹市八木バイオエコロジーセンター（京都府南丹市八木町 1998.4～）、食品廃棄物処理設備（兵庫県神戸市東灘区向洋町 2003.12～）森永乳業株式会社神戸工場バイオマスボイラー（兵庫県神戸市灘区六甲台町 2009.1～）、アサヒビール株式会社西宮工場嫌気性排水処理設備（兵庫県西宮市津門大塚町 2004.4～）、奈良市衛生浄化センター（奈良県奈良市大安寺西 2003.4～）、おおき循環センター（福岡県三潴郡大木町 2006.10～）、メタン発酵施設（佐賀県鳥栖市轟木町 2005.5～）、などの実例がある。
	[事業計画の概要] p6 計画施設の施設概要で“排水は…再利用できない分は公共下水道に放流”とあるが、既存施設は“再利用（一部河川放流）”とあるのとは異なるがなぜか。下水道の整備状況 p66 でも“事業実施想定区域は下水道の未整備区域である。”と明記しており、公共下水道に放流することは不可能なはずである。それとも、将来的に公共下水道を整備する計画でもあるのか。しかし“調査地域には大規模な開発事業は予定されていない。” p57 とされている。 なお、建設作業時を想定した配慮：環境汚染：建設作業に伴う公害の防止：工事中の排水 123、施設の存在・供用時を想定した配慮：環境汚染：公害の防止及び有害物質により環境の汚染：工場系排水及び生活系排水 p125 も同様に、公共下水道に放流するとしているが、ありえない話である。

事業者の見解	対応頁
○名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画策定後のごみ処理量、埋立量等の実績値を本方法書に記載いたしました。	p. 3
(見解は p. 127 の3件目と同じ)	—
○生ごみの資源化手法には堆肥化、飼料化、エタノール化、メタンガス化などがありますが、生ごみ発生元の違い（家庭系と事業系の違い）や資源化手法の特性を考慮してバランス良く活用していく必要があると考えています。 ○今後、メタン発酵技術の進展を注視しつつ、引き続き導入の検討を進めてまいります。 ○学校給食残渣などの事業系生ごみにつきましては、第5次一般廃棄物処理基本計画において平成40年度までに事業系生ごみの50%を資源化することを目標として、民間の資源化施設による資源化（堆肥化、飼料化）を進めています。 ○なお、他自治体における主な導入事例につきましては、本方法書において参考として記載いたしました。	p. 180
○現在、事業実施想定区域は下水道の未整備区域ですが、周辺地域では、下水道の敷設工事が進められており、事業実施想定区域北側の藤前一丁目の一部では公共下水道の供用が開始されています。工事で発生する排水及び施設供用時の排水につきましては、公共下水道への放流を予定しています。 ○下水道の整備予定につきましては、今後明らかになった段階で環境影響評価に係る図書に記載いたします。	p. 80

(2) 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況

項 目	意見の概要
事業実施想定区域及びその周辺地域の概況	[地盤沈下] p17 地盤沈下の概況で“平成 27 年度の測量結果では、1cm 以上の沈下はみられない。”とあるが、1 年間の沈下量だけではなく、測定開始以来の累積沈下量がどうなっており、この地域が海面下になっていることを明記すべきである。このままでは、浸水時の対策の必要性が浮かび上がってこない。
	[土壌等] p19 “事業実施想定区域では、平成 16 年に旧工場跡地において、ふっ素及び鉛による土壌汚染が判明しており、盛土及び舗装による対策を実施した。”とあるほか、地域全体がふっ素、鉛、ひ素などで土壌が汚染されている。この状況を十分理解し、また新南陽工場の建設過程で水銀汚泥の問題が出てきた。こうしたことを考慮して、今後の調査方法書の作成に生かすべきである。
	[道路交通騒音] p34 道路交通騒音の概況で“最も高い騒音レベル・・・一般国道 23 号であり、藤前 1 丁目で昼間 77dB、夜間 75dB となっている。”と値が示されているだけだが、評価を記載すべきである。少なくとも道路に面する区域の特例基準としての「幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値」p129（昼間 70dB、夜間 65dB）さえも完全に超えていること、この特例基準が、広島高裁判決の最高裁決定により「昼間屋外値が LAeq65dB を超える場合には、1 審原告らに受任限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、昼間屋外値がこの基準を超える場合に、居住者はもちろん、勤務者をも含んで損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定したことを明記すべきである。 昼間 65dB を超える国道 23 号（港区砂美町 68dB、港区宝神 1 丁目 71dB、港区藤前 1 丁目 77dB）、県道名古屋中環状線（港区明正 1 丁目 71dB）、市道金城埠頭線（港区野跡 5 丁目 67dB）、県道港中川線（港区十一屋 2 丁目 66dB、港区築三町 71dB）、市道稲永埠頭線（港区甚兵衛通 5 丁目 66dB）は、いずれも沿線住民が訴訟を起こせば、損害賠償を勝ち取れる騒音の状況であることを行政は認識すべきである。
	[温室効果ガス] p38 温室効果ガスの概況で“部門別主体別温室効果ガス排出量は・・・2014 年度において最も排出量が多いのは工場・その他、次いでオフィス・店舗等、家庭の順となっており”と表面的な分析であるが、図でわかるように、事業者の業務用車 198t、家庭のマイカー152t が分離されているのを、自動車走行としてまとめると 350t となり、全体の排出量 1587t の 22%も占めていることを明記すべきである。いつまでも発生源を隠すような公表方法は修正すべきである。ちなみに、工場・その他も発電所は別枠としてあらわすべきである。
	[道路交通の状況] p61 道路交通の状況として「平成 22 年度名古屋市一般交通量概況」（名古屋市、平成 24 年）を出典として平成 22 年度の交通量が示してあるが、すでに国土交通省は 2017 年 6 月 6 日に「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果の概要」を公表し、「箇所別基本表等の詳細結果」も公表している。名古屋市分だけを選択して「平成 27 年度名古屋市一般交通量概況」をそのうち印刷するはずであるが、路線別の資料はすでに国より公表されているため、その部分だけを抽出して記載することは可能である。 この第 3 章“周辺地域の概況”は“資料収集は、原則として平成 29 年 5 月末時点で入手可能な最新資料により行った。”p11 と記載してあるが、平成 28 年度の大気状況、水質状況は 6 月 16 日に公表しており、次の方法書の段階では、交通量、大気、水質については最新資料を用いて作業すべきである。
	[関係法令の指定・規制等] p68 規制基準等として、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、土壌、ダイオキシン類、などの規制内容が、簡略に示してあるが、このような教科書的な説明だけでは不十分である。今回の南陽工場には、どの部分がどう適用され、その基準はどれだけかが理解できるようにすべきである。

事業者の見解	対応頁
○各水準点における累積沈下量及び地盤高さにつきまして、本方法書に記載いたしました。	p. 29
○事業実施想定区域における過去の土壌調査結果等に十分留意し、調査を進めてまいります。	p. 109
○道路交通騒音の調査結果につきまして、「環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準値）」※ ¹ の達成状況及び「環境基準から 5dB 減じた値」※ ² との比較を本方法書に記載いたしました。 ※1 昼間：70dB 以下 夜間：65dB 以下 ※2 昼間：65dB 以下 夜間：60dB 以下 [平成 7 年 7 月 7 日 最高裁判決で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB 平成 26 年 1 月 29 日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB]	p. 46, 47
○「名古屋市域からの温室効果ガス排出量（2014 年度）の調査結果について」（名古屋市ホームページ）を参考に家庭生活、自動車（家庭・事業）、工場等、オフィス・店舗等の要因分析の概要を本方法書に記載いたしました。	p. 50, 51
○本方法書につきましては、平成 29 年 10 月末時点で入手可能な最新の資料を用いて作成いたしました。	p. 23
○本方法書におきまして、設備更新工事や設備更新後の南陽工場に適用される関係法令の規制等について記載いたしました。	p. 82-91

(3) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

項 目	意見の概要
計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	p87 大気質の予測式として、従来通りのプルーム・パフ式が記載されているが、最適な予測方法について、再検討すべきである。 横浜環状南線で、独自に現地で実験し、「科学的にはもっと正しい方法がある」と調停を申請した結果、2017 年 2 月 20 日に公害調停合意が成立し、国交省から「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出した。合意内容は“環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。”という事で、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。

(4) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

項 目	意見の概要
計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	[騒音] p108 騒音の予測結果で、A 案（既存建屋内に破碎機）の方が B 案（別棟に破碎機）より大きい結果が出ているが、主要騒音発生源の設置台数及び騒音レベル p105 が A 案と B 案で異なるため、単純な比較はできない。比較するなら、同じ規模の破碎機で予測すべきである。 A 案では高速回転破碎機 1 機 125dB であるが、B 案では高速回転破碎機 2 機 115dB（2 台でも 118dB）と騒音が 7dB 小さい機種を選択している。低速回転破碎機も A 案は 111dB1 機であるが、B 案は 101dB2 機（2 機で 104dB）と同様に、騒音が 7dB 小さい機種を選択している。 A 案の破碎機 1 機を B 案の破碎機 2 機に変更すれば、北側の 54dB は△7dB の 47dB となるのではないか。また、設備機器の配置図 p106 では、A 案は既存建屋内に単純に破碎機を設置するだけだが、工場内での騒音対策のため、内部の仕切り壁を設置する計画とすればさらに小さくなるのではないか。 なお、本来はあってはならないことであるが、破碎機という性格上、爆発、火災が時には発生するため、そうした場合にごみ焼却を安定に継続するため、別棟にすることは一つの方法であるし、故障時に備えて、大きな 1 機より小さな 2 機にする方が好ましいことが多い。こうしたことは、環境面とは別であるが、比較検討の材料として、評価すべきである。 [景観] p117 景観調査結果で現況の写真だけで、予測結果が表で示してあるだけだが、“一部が視認できる可能性がある。”というだけでなく、簡単なモンタージュ写真を追加すべきである。 [総合的な評価] p120 総合的な評価として、“住居に近い事業実施想定区域の北側において、騒音・振動の影響が A 案より小さい。景観の変化がある。”としているが、騒音結果に大きな影響を与える設備・台数が同じでないため、騒音・振動の影響を比較することはできない。

事業者の見解	対応頁
○周辺の状況（地形や建物の立地など）を踏まえ、本事業における予測方法について検討した結果、調査地域はほぼ平坦な地形であることから、環境影響評価における大気質の予測で一般的に用いられているブルーム式、パフ式による予測を行うことといたしました。	p. 100-101

事業者の見解	対応頁
○破砕設備については、故障などのリスク分散の観点から2系統とすることを検討し、A案（既存建屋内）については、既存建屋内に1系統分のスペースしか確保できないことから「100t/日×1系統」と設定して、予測・評価を行いました。 ○また、配慮書では「計画段階配慮」として、2案を簡易に比較検討しました。「環境影響評価」として行う予測・評価では、建屋内の壁面等も考慮することといたしました。 ○火災対策等につきましては、学識経験者で構成される「南陽工場処理システム検討懇談会」において意見を伺いながら検討いたしました。検討の経緯及びその内容につきましては、本方法書において記載いたしました。	p. 8, 104
○配慮書では「計画段階配慮」として、比較的簡易な手法により予測を行うこととし、現地調査の結果を基に定性的に予測を行いました。「環境影響評価」として行う予測・評価では、フォトモンタージュ等を作成することにより、景観の変化を把握することといたしました。	p. 114
（見解は本頁の2件目と同じ）	—

(5) 環境配慮方針

項 目	意見の概要
環境配慮方針	[建設作業を想定した配慮] p123 建設作業時を想定した配慮：環境汚染：建設作業に伴う公害の防止：騒音・振動 p123：“特定建設作業…基準を遵守する”として、資料編 p146 で基準値 75dB だけではなく、作業時間、作業期間、作業日の基準を遵守するとしているのは、当然である。 また、“その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。”として、法・条例の規制対象外の作業についても、基準値、作業時間、作業日の基準を遵守することを表明しているの、作業者に十分周知徹底させていただきたい。 p123 建設作業時を想定した配慮：環境汚染：工事関連車両の走行による公害の防止 p123：“7「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に定められた車種規制非適合車を使用しない”と断定したことは大きな意味を持つ。この点は富田工場設備更新の環境影響評価準備書では“車種規制非適合車を使用しないよう指導する”とあることに対し、“工事の発注者として…工事発注仕様書に使用しない旨を盛り込むこと…市長決断すべき”と意見を出し、見解として“車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記するなどの更なる環境保全措置を講ずる”（評価書 H27.7 p354）と表明し、最後の評価書では“車種規制非適合車の使用抑制について仕様書に明記する。” p126 と断定したものであり、やっとあたりまえの環境保全措置を記載するようになってきたものである。 ただし、今回の南陽工場では“仕様書に明記する”が欠落しているため、宣言しているだけとなり、具体的な措置としては完成しない。契約段階の仕様書で確実に実行されたい。

(6) その他

項 目	意見の概要
その他	国税の建物減価償却年数、RC 構造は 60 年、事情が許せば、3 代のプラント設置が可能に。2 代目は処理能力を落として、現の建物の再利用で計画が進行。 木曽三川及び庄内川（上流では土岐川）の沖積土壌の軟弱地盤の上に現工場は、立地する。よって、基礎工事は何十億円をかけて頑丈になっていると思うのだが。 前記から、建物基礎部分の四隅（SE/EN/NW と SW）における水準測量を、事前調査として要望する。 日影規制の名古屋市側事情により、現工場北側の「藤前緑地」2 千平米が、代替地確保して現の緑生土木局へ返す、現工場環境アセス必達事項になっていると思うのだが。

事業者の見解	対応頁
○工事の実施にあたっては、作業員に対し、環境配慮事項及び内容を周知徹底いたします。	—
○仕様書に明記する旨を本方法書に記載いたしました。	p. 19

事業者の見解	対応頁
○破砕棟の建築工事に伴い地盤環境への影響が考えられるため、地盤を環境影響評価項目として選定いたしました。	p. 94-96
○建物基礎部分の水準測量につきましては、事後調査（予測・評価結果等の妥当性を検証することを目的として環境影響評価の手続き後に行う調査）において、工事前後に実施いたします。	
○藤前緑地の一部分については、現在操業している南陽工場の建設時において掘削深度を当初の計画から変更し、それに伴って工場の敷地を拡げる必要が生じたために、当時の農政緑地局から環境事業局に所管換えを行ったものです。	—
○所管換えした幅 11 メートルの藤前緑地は、南陽工場内に当初から計画されていた幅 9 メートルの緩衝緑地とあわせて、幅 20 メートルの緑地帯として整備して、散策道等にご利用いただいております。	
○代替地の確保につきましては、現在のところ具体的な進展がない状況ではございますが、環境局として努力をしております。	

8-3-2 市長の意見（配慮意見書）に対する事業者の見解

配慮意見書において、名古屋市南陽工場設備更新事業に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、配慮書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要であると指摘された。

配慮意見書における意見及びこれらに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 8-3-2 配慮意見書における意見の項目及び意見数

意見の項目	意見数
対象事業の内容に関する事項	3
環境影響評価の項目の選定	1
個別の環境要素に関する事項	1
その他	2

(1) 対象事業の内容に関する事項

項 目	意 見
対象事業の内容	配慮書に記載された複数案から単一案へ事業計画を概ね特定した際には、複数案の検討結果及び単一案へ至った検討経緯について、環境影響評価方法書に分かりやすく記載すること。 配慮書には、破碎設備を既存建屋内に設置するA案と新たに建設する別棟内に設置するB案が記載されているが、破碎設備については、設置位置及び台数により、周辺への騒音・振動に係る環境影響に差異が生じるものであるため、それぞれの案において、破碎設備の設置位置及び台数を概ね特定するに至った経緯を環境影響評価方法書に分かりやすく記載すること。 現在、名古屋市富田工場においても、既存の建屋を残したまま焼却設備の炉を更新する工事を行っている。本事業において同様の工法を採用する場合には、富田工場の工事実施によって得られた知見を活かし、より周辺環境に配慮した工事計画を策定すること。

(2) 環境影響評価の項目の選定

項 目	意 見
項目の選定	配慮書において計画段階配慮事項として抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定に当たっては、事業実施想定区域近傍に存在するラムサール条約登録湿地についても十分に考慮すること。

(3) 個別の環境要素に関する事項

項 目	意 見
振動	配慮書において主要な振動発生源として抽出された設備機器の振動レベルは、メーカーヒアリング結果を参考として設定したと記載されているが、当該振動レベルが測定された条件が記載されていない。 破碎設備のような大型の設備機器については、当該設備を設置した基礎の形状等により発生する振動レベルが変化することが考えられる。 したがって、予測で用いた設備機器の振動レベルが妥当なものであるか確認できるようにするため、当該振動レベルが測定された条件を記載すること。

(4) その他

項 目	意 見
全般	今後の環境影響評価図書の作成に当たっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

事業者の見解	対応頁
○本方法書 第2章 対象事業の名称、目的及び内容において、複数案の検討結果及び単一案へ至った検討経緯を記載いたしました。	p. 5-8
○本方法書 第2章 対象事業の名称、目的及び内容において、それぞれの案において、破碎設備の設置位置及び台数を概ね特定するに至った経緯を記載いたしました。	p. 5
○本事業における設備更新の工法は未定ですが、富田工場の工事実施によって得られた知見を活かし、より周辺環境に配慮した工事計画を策定するよう努めてまいります。	—

事業者の見解	対応頁
○配慮書では、事業により重大な影響を及ぼすおそれのある項目として、大気質、騒音、振動を選定し、複数案間で差がある項目として、景観を選定いたしました。	p. 94-97
○本方法書では、事業により影響を受ける環境要素として14項目を選定いたしました。項目につきましては、大気質や騒音などのほか、事業予定地の近傍にラムサール条約登録湿地が存在することを考慮し、動物（鳥類）を選定いたしました。	

事業者の見解	対応頁
○今後作成する準備書におきましては、施設の稼動による振動の予測を行う際に予測条件として用いる設備機器毎の振動レベルについて、その測定条件を記載いたします。	p. 106

事業者の見解	対応頁
○本方法書を作成するにあたり、市民に分かりやすい内容となるように配慮いたしました。	全般
○住民等からのご意見については、内容を十分に検討させていただくとともに、今後とも意見の把握に努めてまいります。	—

